

平成 31 年 3 月 22 日

J Aバンク新潟（J A・信連）

貯金規定の追加・改正について

今般、成年後見支援貯金の取扱開始等に伴い、平成 31 年 4 月 1 日より貯金規定を一部改正することといたします。

【成年後見支援貯金の取扱開始に伴う追加】

- ・成年後見支援貯金に関する特約

【所要事項の見直しに伴う改正】

利息計算における、貯金解約に関する対象条数の見直し

- ・積立式定期貯金

【成年後見支援貯金とは】

- ✓ 成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設並びにお支払いやご解約などには家庭裁判所の発行する「指示書」が必要となります。
- ✓ そのため、成年被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理を行うことができ、財産管理にかかるトラブルの防止が期待されます。
- ✓ また、財産管理の負担が小さくなることから、成年後見人さまにおいては成年被後見人さまの身上保護に集中しやすくなります。

※ 平成 31 年 4 月 1 日より成年後見支援貯金を取扱う J Aは以下のとおりです。

J A北越後、J A胎内市、J A新潟みらい、J A新津さつき、J A越後中央、
J A越後ながおか、J A越後さんとう、J Aみなみ魚沼、J A十日町、J A柏崎、
J Aえちご上越、J Aひすい、J Aにいがた岩船、J A新潟市、J Aバンク新潟
県信連

<本件に関するお問い合わせ先>

J Aバンク新潟県信連

指導相談部 TEL:025-230-2145

耕そう、大地と地域の未来。

 JAバンク 新潟